

令和6年第4回太子町議会定例会（第510回町議会）会議録（第1日）

令和6年8月28日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 承認第4号 功労者等の承認について
- 13 議案第42号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 14 議案第43号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第44号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第45号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第46号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 議案第47号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 19 議案第48号 備品購入契約の締結について（パソコン等）
- 20 議案第49号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 21 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 認定第1号 令和5年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第2号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第3号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第4号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第5号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第6号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第7号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

- 9 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 承認第4号 功労者等の承認について
- 13 議案第42号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 14 議案第43号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第44号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第45号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第46号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 議案第47号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 19 議案第48号 備品購入契約の締結について（パソコン等）
- 20 議案第49号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 21 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 認定第1号 令和5年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第2号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第3号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第4号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第5号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第6号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第7号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
（認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告）

会議に出席した議員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 吉田智子 | 2番 | 山本順久 |
| 3番 | 玉田晶久 | 4番 | 桑名幸夫 |
| 5番 | 出原賢治 | 6番 | 森田哲夫 |
| 7番 | 玉田正典 | 8番 | 中藪清志 |
| 9番 | 堀卓史 | 10番 | 藤澤元之介 |
| 11番 | 首藤佳隆 | 12番 | 北川嘉明 |
| 13番 | 中島貞次 | 14番 | 清原良典 |
| 15番 | 松浦崇志 | | |

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 田中秀彦 | 書記 | 蛭井のり子 |
| 書記 | 免田和佳奈 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 沖汐守彦 | 副町長 | 榮藤雅雄 |
| 教育長 | 糸井香代子 | 総務部長 | 森文彰 |
| 生活福祉部長 | 嶋津一弥 | 経済建設部長 | 富岡泰造 |
| 教育次長 | 福井照子 | 財政課長 | 池田誠 |
| 監査委員 | 村瀬敏紀 | | |

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏日が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和6年第4回太子町議会定例会（第510回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今年1月1日の能登半島地震の発生をはじめ、各地で地震や大雨、台風による被害が多数発生しております。とりわけ今月8日に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、改めて災害への備え、防災意識の向上、さらなる防災力の強化の必要性を感じたところでございます。御承知のとおり、現在台風10号が非常に強い勢力を保ったまま、週末にかけて近畿地方に最接近するおそれがありますので、今後雨や風には十分注意していただきたいと思います。

さて、今期定例会は人事案件をはじめ、条例改正、補正予算、令和5年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくこととなっております。さらに、会期中には令和5年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げて、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

## 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第4回太子町議会定例会（第510回町議会）が開催されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今年の夏は連日のように熱中症警戒アラートが発出され、大変厳しい暑さが続いておりますが、議員各位におかれましては公私とも御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことにまず厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを改めて感謝申し上げます。

さて、8月8日には南海トラフ地震に関する臨時情報の発表、あるいは現在は台風10号の接近など、地震や津波、台風などの自然災害に対する職員の危機意識、あるいは初期対応などについて再確認しながら万全の体制を整えているところであります。また、この猛暑に伴う熱中症の予防、あるいは新型コロナウイルスの再拡大等々、本当に改めて基本的な感染対策の継続をお願いするものであります。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事案件、補正予算、条例並びに各会計の決算など、重要案件の審議をお願いするものであります。各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、本会議の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第4回太子町議会定例会（第510回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、山本順久議員、玉田晶久議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの28日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの28日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和6年第3回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等24件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年度5月分、令和6年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、令和6年第3回定例会において議決された議員派遣について、派遣された議員から報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日本定例会3日目の会議のみ、溝端朋代町民課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、6月25日、7月2日、7月9日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

日程第5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について

○議長（松浦崇志） 日程第5、報告第4号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第4号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により、債権を放棄したものについて、同条例第7条の規定により、放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した事由の報告をさせていただきますのでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（松浦崇志） 日程第6、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただくものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（松浦崇志） 日程第7、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（糸井香代子） 報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものでございます。

点検及び評価の対象は令和5年度に推進した主な教育諸事業で、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」を基本として、各項目に即した施策、事業ごとに点検・評価を実施いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（松浦崇志） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の瀧口たか子氏の委嘱期間が令和7年3月31日付をもって任期満了となります。瀧口氏は平成31年4月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいております。引き続き瀧口氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。瀧口氏の経歴は参考資料のとおりでございます。なお、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

**日程第9 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（松浦崇志） 日程第9、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております丸尾淳氏が令和6年9月29日付をもって満了となるため、その後任として太子町鶴1071番地1に在住しております大西賢二氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。大西氏の経歴は参考資料のとおりであります。大西氏は、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。なお、任期は令和6年9月30日から令和9年9月29日までの3か

年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に玉田正典議員及び中藪清志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（松浦崇志） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（松浦崇志） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（松浦崇志） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

玉田正典議員及び中藪清志議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（松浦崇志） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 14票、反対 0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(松浦崇志) ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時23分)

(再開 午前10時24分)

○議長(松浦崇志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第10 同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(松浦崇志) 日程第10、同意第3号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 同意第3号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会教育長の糸井香代子氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

糸井氏の経歴につきましては参考資料のとおりですが、教育現場や教育行政において幅広い識見を有し、校園長会からの人望も厚く、リーダーとしての資質も兼ね備えておられるため、本町の教育振興に適任であると考えております。なお、任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3か年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時27分)

○議長(松浦崇志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長に同意されました糸井教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長。

○教育長（糸井香代子） ただいまの教育長の再任につきまして、議員の皆様にご同意を賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

就任からおよそ1年半が過ぎました。この間、教育委員会にこどもえがお課の新設、また不登校対策として教育支援センターみらいえの設置、文化会館の改修計画等、皆様の御理解の下、前に進めることができた、そのように感じております。今年度は、第3期太子町教育振興計画を策定しております。基本理念である「和のまち太子～笑顔あふれる心豊かで自立する人づくり～」、この基本理念の下、つながりや絆を大切に、ありがたい未来を創造する、そんな人づくりにこれからも努力してまいりたいと思っております。

皆様には一層の御支援と御協力をお願いして、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（松浦崇志） 糸井教育長の発言は終わりました。

~~~~~

#### 日程第11 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（松浦崇志） 日程第11、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の福本充治氏の任期が本年9月30日付をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福本氏の経歴は参考資料のとおりですが、長年にわたり町内の学校歯科医として御尽力をいただき、歯科医師会を通じた地域への貢献から本町の教育行政の推進に適任であると考えております。なお、任期は同法第5条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4か年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀卓史議員及び藤澤元之介議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(松浦崇志) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(松浦崇志) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(松浦崇志) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

堀卓史議員及び藤澤元之介議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(松浦崇志) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 14票、反対 0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第12 承認第4号 功労者等の承認について

○議長(松浦崇志) 日程第12、承認第4号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 承認第4号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により、功労者の表彰を行いたく町議会の承認を求めるとでございます。本年度は7月29日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申を得ましたスポーツ功労賞1名の承認を求めるとであります。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(松浦崇志) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。お諮りします。

本日の日程第13、議案第42号から日程第28、認定第7号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議案第42号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)

○議長(松浦崇志) 日程第13、議案第42号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第42号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3億6,649万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億8,437万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入、町債の追加と地方特例交付金、繰入金の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費の追加と議会費、農林水産業費の減額であります。また、債務負担行為を2件追加し、地方債の補正として臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(松浦崇志) 総務部長。

○総務部長(森 文彰) それでは、議案第42号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算では前年度決算に伴う繰越金の追加や地方交付税及び国県支出金、町債の補正であり、歳出予算では人事異動等に伴う職員給、手当等の補正、事業執行に係る必要経費を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算機費の財源更正は、国のデジタル基盤改革支援補助金等の交付決定によるものでございます。

目12コミュニティー施設整備費、節18負担金、補助及び交付金111万1,000円は、自治会要望の増加に対応するため、放送施設の新設及び更新補助金を追加するものでございます。

目13基金費、節24積立金のうちふるさと応援基金積立金10万円の追加は、企業版ふるさと応援寄附金の受入れに伴う積立金であり、財政調整基金積立金1億1,814万9,000円の追加は、前年度決算による実質収支額の2分の1以上の積立てを規定した地方財政法第7条第1項によるもので、公共施設整備基金積立金5,089万円の追加は、不動産売払収入を積み立てるものでございます。

目15定額減税調整給付金給付事業費4,110万1,000円は、定額減税調整給付金の支給に係る経費の追加でございます。国の算定ツールによる算定の結果、対象者及び給付費の増を見込み、封筒印刷、郵送料などの事務費に93万1,000円、節18負担金、補助及び交付金に定額減税給付金を4,017万円計上しております。

18ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を人件費等の補正に伴い541万3,000円追加するものでございます。

目2老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料7,000円は、介護保険特別会計における前年度事業費の精算金を同会計から繰り入れ、県に返還するものでございます。また、節27繰出金は、介護保険特別会計繰出金を保険給付事業費や人件費の補正に伴い542万6,000円減額するものでございます。

目3高齢期移行者医療費、節22償還金、利子及び割引料26万4,000円の補正は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

目4後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金178万3,000円の補正は、過年度分の医療費負担金で、節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金を主に人件費の補正に伴い812万9,000円減額するものでございます。

目5障害者福祉費、節12委託料190万円の補正は、国の制度改正に伴い自立支援給付審査支払等システムを改修するものでございます。

目6障害者医療費、節22償還金、利子及び割引料146万4,000円の補正は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

20ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち節10需用費5万5,000円の減額、節11役務費31万6,000円の減額及び目5児童措置費153万1,000円の補正は、児童手当制度の拡充に伴う国庫補助対象経費等が示されたことから事務消耗品等の事務費の組替えや追加経費を計上するものでございます。

目6乳幼児費等医療費の補正は、前年度の事業実績により県の補助金を精算するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金136万円は、人件費の補正や水道事業会計における広域漏水調査に対する国庫補助金を同会計へ繰り出すものでございます。

目2予防費、節12委託料4,665万7,000円の追加のうち歯周病検診委託料は、対象者が20歳、30歳の者にも拡充されたことによるもので、新型コロナ予防接種委託料は、ワクチン単価の確定に伴う不足分を計上するものでございます。また、節22償還金、利子及び割引料1,284万9,000円は、前年度の事業実績により国の補助金や負担金を精算するものでございます。

目3母子衛生費、節12委託料95万円は、利用者の増加に対応するため子育て世代包括支援業務委託料を追加するもので、節22償還金、利子及び割引料26万円は、前年度事業費の精算により国や県の負担金を返還するものでございます。

24ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金675万円の補正は、新規就農者の事業内容見直しにより新規就農者育成総合対策事業交付金を追加するものがあります。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節14工事請負費2,261万5,000円は、中道跨線橋修繕工事に係る工事内容の見直しに伴う所要額を計上しております。

目2道路維持費、節18負担金、補助及び交付金300万円の補正は、松尾前山西線の路盤・舗装修繕を上下水道事業所が実施する水道工事と併せて行うため、同事業所に負担金を支出するものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料15万8,000円及び節18負担金、補助及び交付金248万9,000円は、簡易耐震診断や住宅耐震改修の要望の増に対応するための追加でございます。

目2下水道事業費、節27繰出金は、下水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴い35万4,000円減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費の財源更正は、兵庫県市町職員互助会の安全・安心のまちづくり事業助成金に採択された防災対策に係る事業費について当初予算のふるさと応援基金活用事業から振り替えるものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費のうち節7報償費6万6,000円、節10需用費2万4,000円、節13使用料及び賃借料12万1,000円は、県事業を受託し心の支援が必要な児童・生徒に対し早期に対応できるよう、心の健康観察事業導入の推進を図るものであります。経費の内容は、研修等の講師謝礼や教育用消耗品、心の健康観察ソフト使用料でございます。また、節19扶助費30万円は、対象者の増に伴い特別支援学校児童・生徒就学援助費を追加するものでございます。

目4教育支援センター費、節14工事請負費は、教育支援センターの雨漏りに対応するため屋上防水を改修するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち太田小学校屋内運動場音響設備更新工事は、経年劣化により故障した屋内運動場の音響設備を更新するもので、石海小学校屋上防水改修工事費は、令和6年4月に発生しました雹被害に対応するものであり、太田小学校南館屋上防水改修工事は、雨漏りによる学校図書館室内の書籍被害を防ぐべく屋上防水の改修を行うものでございます。

目2教育振興費、節7報償費12万5,000円は、企業版ふるさと応援寄附金を活用し運動習慣促進のため、小学校1年生を対象にリズム体操を実施するものでございます。

28ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節12委託料の補正は、令和7年度中に陸上競技場の公認更新工事を行う必要があることから実施設計を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金は、交付決定に伴い減収補填特例交付金を6,312万5,000円減額するものでございます。

款11地方交付税1億4,419万6,000円は、交付決定に伴う普通交付税の追加でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金48万円は、前年度事業費の精算に伴う追加でございます。

項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金1億87万9,000円のうちデジタル田園都市国家構想交付金117万4,000円は、歳出で申し上げた上下水道事業所による広域漏水調査に対する国庫補助金で補助率は2分の1でございます。その他につきましては、交付決定や歳出予算の補正、前年度事業費の精算によるものでございます。

目2民生費国庫補助金994万6,000円の追加、目3衛生費国庫補助金47万5,000円の追加、目4土木費国庫補助金92万3,000円の追加は、歳出予算の補正に伴うものや、国の制度改正等によるものでございます。

款16県支出金、項1県負担金、項2県補助金、12ページの項3委託金の各項目の補正につきましては、歳出予算の補正や交付決定等に伴うものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金96万円は、財政調整基金の運用として新たに買い入れた地方債の配当金を追加するものでございます。

項2財産売却収入、目2不動産売却収入5,088万9,000円は、旧石海保育所の土地を社会福祉法人明和福祉会へ売却したものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金10万円は、人づくり事業の充実に対する法人からの企業版ふるさと応援寄附金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億6,603万円の減額は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目3ふるさと応援基金繰入金10万円の追加は、企業版ふるさと応援寄附金を活用事業に充当するものでございます。

項2特別会計繰入金、目2介護保険特別会計繰入金7,000円は、歳出で申し上げた県への返還金に係る繰入金でございます。

14ページをお願いいたします。

款20繰入金につきましては、令和5年度一般会計決算の実質収支額により補正するものでございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節1総務費雑入300万円は、兵庫県市町職員互助会の交付決定に伴うものでございます。節3衛生費雑入のうち揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入2万1,000円の追加は、派遣職員の人件費補正に伴うもので、新型コロナワクチン接種助成金4,399万円の補正は、ワクチン単価が高額となったため令和6年度に限り1件当たり8,300円が助成されるものでございます。

款22町債、項1町債、目7臨時財政対策債は、普通交付税の算定に伴い決定された発行可能額により197万7,000円を追加するものでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正のうち長金陸橋撤去設計委託事業は、陸橋の撤去に向けた基本設計を本年度から着手する必要があるため、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を3,300万円として追加するものでございます。また、小中学校学習端末更新事業は、導入より5年目を迎える児童・生徒1人1台端末について、令和6年10月に県が実施する共同調達に参加するために期間を令和6年度から令和7年度、限度額を1億8,309万5,000円として追加するものでございます。

第3表の地方債補正は、臨時財政対策債の補正に合わせて限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第43号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第43号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第43号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正及び前年度精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算額にそれぞれ2,340万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億5,511万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第43号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては人事異動等に伴う一般会計繰入金の追加、前年度決算額の確定により繰越金の追加等を行う補正でございます。歳出予算におきましては、人件費の追加、令和5年度保険給付費等交付金の精算による償還金の追加を行う補正でございます。

それでは、歳出から説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、異動等に伴います人件費の補正といたしまして541万3,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和5年度保険給付費等交付金におきまして令和6年2月診療分の精算による償還金1,798万9,000円を追加しております。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じ6ページでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金におきまして、歳出の総務費において人件費を追加しておりますので、それと同額の541万3,000円を追加しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整といたしまして1,690万8,000円を追加しております。

款6繰越金につきましては、令和5年度の実質収支額1,108万1,825円、これから当初の予算措置額1,000万円を差し引いた108万1,000円を追加しております。

以上で令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第44号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第15、議案第44号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第44号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と実績精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ5,388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,832万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、繰越金の追加と国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、保険給付費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第44号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5居宅介護住宅改修費につきましては、4月から6月までの本年度の実績と昨年度の実績を比較いたしましてサービス利用者が当初の予算額よりも上回ると見込まれることから161万2,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入と歳出の財源調整によるものでございまして4,071万円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、各事業の令和5年度分を精算した結果、国庫支払金、県費等への返還金といたしまして総額2,816万7,000円を計上してございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金につきましては、一般会計で予算計上する必要がある低所得者

保険料軽減負担金の県負担分につきまして、令和5年度精算により6,615円を返還する必要が生じたことから一般会計へ7,000円を繰り出ししております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金及び款8の繰入金につきましては、歳出で申しあげました款2保険給付費の追加及び異動等による職員人件費の増減に伴います国県補助金、繰入金等の補正でございます。

また、款5支払基金交付金、款6の県支出金につきましては、令和5年度分の精算といたしまして追加交付分を節2過年度分へそれぞれ計上し、款8の繰入金、項1一般会計繰入金、目4低所得者保険料軽減繰入金につきましては、今回の一般会計補正予算で計上しております令和5年度低所得者保険料軽減負担金の国の追加交付分を介護保険特別会計で受けるため、48万円を計上しております。

款9繰越金につきましては、令和5年度からの繰越金といたしまして6,130万5,000円を追加しております。

以上で議案第44号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第45号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第16、議案第45号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第45号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と実績精算による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ774万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,486万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第45号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員人件費等を812万5,000円減額しております。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、令和6年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を38万円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

同じく6ページでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整を行うため812万9,000円を減額しております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、令和6年4月、5月収納の保険料を令和5年度分の過年度保険料納付金として広域連合に納付することになっているため当初から繰越金として1,177万5,000円を計上していましたが、令和5年度決算に基づきまして38万4,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第46号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第17、議案第46号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第46号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴います人件費の補正、事業進捗による経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に136万円を追加し、収益的収入の総額を5億2,729万円としております。また、収益的支出の款1事業費用に2,056万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億3,817万8,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入の款1資本的収入に300万円を追加し、資本的収入の総額を2億3,380万円としております。また、資本的支出の款1資本的支出に300万円を追加し、資本的支出の総額を3億6,322万5,000円としております。

第4条は、当初予算第7条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

第5条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして追加するものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第46号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費及び事業費の補正でございます。

まず、1ページの第2条収益的収入の第1款事業収益は136万円を追加し、総額を5億2,729万円としております。収益的支出の第1款事業費用は2,056万4,000円を追加し、総額を5億3,817万8,000円としてございます。

次に、第3条におきましては、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ300万円を追加してございます。

第4条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費の補正額1,951万1,000円を追加し、総額を8,574万5,000円としてござい

ます。

第5条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金を第2条の収益的収入の補正による136万円を追加し、382万1,000円に改めるものでございます。

補正の詳細は4ページを御覧ください。

収益的支出の目原浄水費、給水費におきまして、職員異動に係る給与、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正を、総係費ではこれらに加え退職手当組合負担金と退職給付金引当金繰入額を補正してございます。

なお、配水費の補正84万8,000円につきましては、人工衛星による広域漏水調査支援事業費の負担方法が変更とされたため、当初は兵庫県が受ける予定の国の交付金が市町の一般会計を通すこととなりましたため、収益的収入の目補助金において補正後の事業負担負担金234万8,000円の2分の1、117万4,000円を計上してございます。

6ページを御覧ください。

資本的支出300万円の補正は、まちづくり課からの要請により佐用岡地内水道工事跡舗装本復旧工事と併せて路盤改良を一体的に施工するもので、資本的収入で一般会計から同額の工事負担金を計上してございます。

以上で議案第46号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第47号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第18、議案第47号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第47号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に1,634万8,000円を追加し、収益的収入の総額を12億9,874万9,000円としております。また、収益的支出の款1下水道事業費用から976万5,000円を減額し、収益的支出の総額を12億4,218万6,000円としております。

次に、第3条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第48号 備品購入契約の締結について（パソコン等）

○議長（松浦崇志） 日程第19、議案第48号備品購入契約の締結について（パソコン等）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第48号備品購入契約の締結について（パソコン等）を説明申し上げます。

す。

職員が業務で使用しておりますパソコン等は、購入後6年を目途に新規購入しております。このたび購入する備品の内訳は、ノートパソコン47台、デスクトップパソコン6台、デスクトップパソコン用モニター6台でございます。物品購入につきましては、令和6年6月27日に指名競争入札を執行した結果、株式会社Work Visionと718万9,820円で契約しているものであります。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第48号備品購入契約の締結について（パソコン等）を説明申し上げます。

本件は、職員が業務で使用する内部情報系のパソコン等を更新するものでございます。職員が業務で使用するパソコン等は原則総務課で購入しております、また機器の経年劣化による故障リスクや動作遅延による業務への影響を考慮しまして、購入後6年をめぐりにパソコン等の置き換えを実施しております。このたびの備品購入契約によりまして、平成30年度に購入したパソコン等を更新する予定でありまして、購入する備品の内訳は、パソコンがノートパソコン47台、デスクトップパソコン6台の計53台、それとデスクトップパソコン用モニター6台の全部で59台でございます。備品購入契約につきましては、令和6年6月27日に実施しました指名競争入札の結果を受けまして、契約の相手方は大阪市北区大淀中1丁目1番30号梅田スカイビルタワーウエスト、株式会社Work Visionで、契約額は718万9,820円で、納品の履行期限は令和6年12月20日としております。

以上が備品購入契約の主な内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第49号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（松浦崇志） 日程第20、議案第49号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第49号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案件は、令和5年度水道事業会計の決算収支におきまして未処分利益剰余金2,372万5,174円が生じたことによりまして、その全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、議案第49号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

お手数ですが、認定第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての決算書の5ページ、令和5年度損益計算書を御覧いただきたいと思っております。認定第6号の令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算書の認定についての決算書の5ページを御覧いただきたいと思いま

す。令和5年度の損益計算書を御覧いただきたいと思います。

1番から6番の項目、各収益、利益から費用、損失等をそれぞれ引いた結果、最下段の当年度未処分利益剰余金2,372万5,174円が生じてございます。

次に、決算書の6ページ、令和5年度の剰余金計算書を御覧ください。

資本金と剰余金の状況を示したのですが、未処分利益剰余金の前年度末残高1,940万5,172円は、現金収入を伴わない長期前受金の収益化により生じたもので、全額を資本金に繰り入れて処分しました。そして、当年度末の未処分利益剰余金も前年度と同じ要因で生じたので、決算書の7ページ、令和5年度の剰余金処分計算書案のとおり、全額を資本金に繰り入れて処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経てこれを行うものがございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第21、議案第50号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第50号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証がマイナ保険証との一体化により令和6年12月2日以降は被保険者証の発行がなくなることに伴いまして、本条例について所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、被保険者証が廃止されることから、被保険者証についての規定がある第5条、第6条、第7条第2項、第8条を削除し、第18条において、返還に応じない場合に罰則を適用する規定を削除し、引用条項の改正を行うものであります。施行期日につきましては令和6年12月2日とし、罰則の適用について経過措置を規定しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 認定第1号 令和5年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第2号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第3号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第4号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第5号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第6号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第28 認定第7号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第22、認定第1号令和5年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第7号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 認定第1号から認定第7号までの各会計決算の認定につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号令和5年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額126億31万5,203円、歳出総額123億1,921万5,479円、歳入歳出差引き額は2億8,109万9,724円であり、翌年度に繰り越すべき財源4,672万5,000円を差し引いた実質収支額は2億3,437万4,724円となっております。

歳入につきましては、予算額130億9,987万240円、調定額129億5,175万6,446円に対し、収入済額が126億31万5,203円、不納欠損額432万8,154円、収入未済額3億4,711万3,089円でございます。また、歳出につきましては、予算額130億9,987万240円に対し、支出済額123億1,921万5,479円、翌年度の繰越額2億998万2,000円、不用額5億7,067万2,761円となっております。

続きまして、認定第2号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額32億3,989万7,540円に対し、歳出総額32億2,881万5,715円で、歳入歳出の差引き額は1,108万1,825円となっております。

歳入につきましては、予算額33億4,974万円、調定額34億3,207万6,811円に対し、収入済額32億3,989万7,540円、不納欠損額305万9,400円、収入未済額1億8,911万9,871円でございます。また、歳出につきましては、予算額33億4,974万円に対し、支出済額32億2,881万5,715円、不用額1億2,092万4,285円となっております。

次に、認定第3号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額26億5,479万8,623円に対し、歳出総額25億9,349万2,390円で、歳入歳出差引き額は6,130万6,233円となっております。

歳入につきましては、予算額27億785万5,000円、調定額26億6,248万3,113円に対しまして、収入済額26億5,479万8,623円、不納欠損額128万2,700円、収入未済額640万1,790円でございます。また、歳出につきましては、予算額27億785万5,000円に対し、支出済額25億9,349万2,390円、不用額1億1,436万2,610円となっております。

次に、認定第4号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額5億7,530万5,598円に対し、歳出総額5億6,314万6,445円で、歳入歳出の差引き額は1,215万9,153円となっております。

歳入につきましては、予算額5億7,714万7,000円、調定額5億7,684万2,131円に対し、収入済額5億7,530万5,598円、不納欠損額10万836円、収入未済額143万5,697円でございます。また、歳出につきましては、予算額5億7,714万7,000円に対し、支出済額5億6,314万6,445円で、不用額1,400万555円となっております。

次に、認定第5号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,435万850円に対し、歳出総額1,263万5,497円で、歳入歳出差引き額は171万5,353円となっております。

歳入につきましては、予算額1,293万8,000円、調定額1,439万5,850円に対し、収入済額1,435万850円、収入未済額4万5,000円でございます。また、歳出につきましては、予算額1,293万8,000円に対し、支出済額1,263万5,497円で、不用額は30万2,503円となっております。

次に、認定第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定につきまして説明を申し上げます。

令和5年度の収益的支出につきましては、事業収益が5億5,604万5,766円に対し、事業費用が4億9,397万7,403円で、2,372万5,174円の純利益となっております。

一方、資本的収支は、収入2億4,880万円に対し、支出5億995万5,748円となっており、収支の不足額2億6,115万5,748円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,831万9,234円と過年度分損益勘定留保資金2億2,283万6,514円で補填しております。

最後に、認定第7号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和5年度の収益的収支につきましては、事業収益11億9,687万5,398円に対し、事業費用12億5,490万2,349円で、7,025万6,335円の純損失となっております。

一方、資本的収支につきましては、収入額は7億735万7,961円に対し、支出額は11億4,494万377円となっており、収支の不足額は4億3,758万2,416円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,222万1,632円と過年度分の損益勘定留保資金4億2,536万784円で補填しております。

以上、7会計の決算案件について説明させていただきましたが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後1時00分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

副町長。

○副町長（榮藤雅雄） それでは、認定第1号令和5年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

参考資料の決算審議資料、また主要施策の成果に関する説明書なども併せて御参照いただきたいと思います。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

全体の人件費であります。前年度比8,660万1,000円増の18億9,690万8,000円です。

主な項目につきまして説明させていただきます。

決算書46ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9交際費6万6,060円の内訳でございますが、慶弔費が2件で4万1,000円、渉外費が2件で1万円、賛助費が1件で4,500円、その他が1件で1万560円です。節12委託料のうち文書共有システム導入委託料55万9,680円は、クラウド方式による資料送受、保管、閲覧機能を一体的に有するペーパーレス会議システム等の導入費用であります。

48ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9交際費81万7,452円の内訳でございますが、慶弔費が30件で33万9,000円、賛助費が16件で8万5,000円、渉外費が29件で26万6,006円、その他が12件で12万7,446円であります。

50ページをお願いいたします。

節12委託料のうち人事給与システム構築委託料127万1,600円及び節17備品購入費115万6,540円は、システムのクラウド化に伴います環境構築や機器購入経費であります。

52ページをお願いいたします。

目3財政管理費、節18負担金、補助及び交付金377万1,000円は、兵庫県電子入札共同運営システムの導入に伴いますシステム構築及び運営保守に係る負担金であります。

目4会計管理費、節11役務費のうち指定金融機関等取扱手数料210万4,885円は、NTT西日本のISDN回線サービス終了に伴いまして口座振替のデータ伝送業務についてLWAN回線を利用したサービスへ移行したため、その初期費用等により前年度比92万2,154円の増額となっております。

54ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節12委託料のうち旧庁舎跡地貸付地代鑑定評価委託料53万5,150円及び節14工事請負費417万2,300円は、旧庁舎跡地利用に向けまして貸付地代鑑定評価及び敷地内にある埋設水道管の移設工事を行ったものであります。

56ページをお願いいたします。

目7企画費、節7報償費1億473万8,807円は、ふるさと応援寄附者1万669名への返礼品に係る経費であります。節12委託料のうちふるさと応援寄附業務委託料3,920万4,269円は、寄附の受付、返礼品の発送及び受領証明書発行代理業務に係ります費用であります。また、総合計画・男女共同参画プラン、住民アンケート調査及び人口推計業務委託料294万8,000円は、当該計画策定に係りますアンケート調査業務等を実施したものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち地域公共交通会議補助金910万7,163円は、地域公共交通会議に対しまして太子町地域公共交通計画策定業務等に係る費用を補助したものでございます。

58ページをお願いします。

目8電子計算機費、節12委託料のうち自治体情報システム標準化調査等委託料1,061万5,000円は、自治体の情報システムを国の標準準拠システムに移行するための調査を実施したものであります。

60ページをお願いします。

目9交通安全対策費、節14工事請負費のうち区画線補修工事費393万8,000円は、交通安全対策基金を活用し、町道北ノ町松ケ下線ほか11路線に係ります区画線の補修工事を実施したものであります。また、中道跨線橋ガードレール補修工事費119万3,791円は、中道跨線橋北側の支柱のうち腐食が激しい58本を交換したものであります。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金101万213円は、9団体、9か所の防犯カメラ整備費を補助したものであります。また、自動録音電話機等購入費補助金15万5,600円及び自動録音電話機等購入費補助金拡充分16万8,400円は、38件の自動録音電話機購入費を補助したものであります。

飛びまして、66ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のうち戸籍総合システムクラウド構築委託料1,674万2,000円及び節13使用料及び賃借料のうち戸籍総合システム

使用料167万9,700円は、既存システムの主要契約満了に伴いガバメントクラウドへの移行を見据えたクラウド化を実施したものであります。

少し飛びまして、72ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料のうち自殺対策計画改訂業務委託料275万円は、太子町自殺対策計画（第2期）の策定費用であります。節19扶助費のうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億1,356万円は、国の電気・ガス・食料品等の価格高騰対策として対象世帯当たり4万円の給付金を2,839世帯に支給したものであります。また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金重点支援2億321万円は、同様に対象世帯当たり7万円の給付を2,903世帯に支給したものであります。節27繰出金2億4,560万7,326円は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、法定分で保険基盤安定1億6,866万7,465円、未就学児均等割保険料157万4,660円、職員給与費等4,364万5,223円、出産育児一時金等552万7,240円、財政安定化支援事業1,613万3,000円、単独事業の実施に伴います国庫負担金減税調整分で1,004万4,540円、産前産後保険税1万5,198円が内訳であります。

74ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金のうち介護サービス事業所等物価高騰対策支援金930万円は、原油価格や電気・ガス料金を含みます物価高騰対策として介護サービス事業所等に対し27法人、54事業所へサービス種別、定員に応じた支援金を交付したものであります。節27繰出金3億9,326万821円は、介護保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険給付事業2億8,995万7,699円、地域支援事業1,910万1,201円、低所得者保険料軽減事業3,111万6,960円、事務費等に5,308万4,961円であります。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金1億1,438万4,181円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。内訳は、事務費3,101万6,366円、保険基盤安定8,336万7,815円であります。

76ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節12委託料のうち障害者計画等改訂業務委託料225万2,800円は、太子町障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定費用であります。節18負担金、補助及び交付金のうち障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金400万円は、介護サービス事業所等と同様の支援金を15法人、28事業所に交付したものであります。

80ページをお願いします。

目8保健福祉会館管理費、節14工事請負費777万7,000円は、保健福祉会館の空調設備のうち運転不調となっておりました7台の機器更新と使用頻度の高い部屋の照明機器110台のLED化を実施したものであります。

82ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料のうち子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料269万5,000円は、次期計画策定のため、子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の希望を把握するためのアンケート調査を実施したものであります。また、節19扶助費のうち子育て世帯生活支援特別給付金1,860万円は、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援する観点から、児童扶養手当受給者等を除く住民税非課税世帯に対し児童1人当たり5万円の給付を192件、372名に支給したものであります。

84ページをお願いします。

目2保育所費、節12委託料のうち保育業務支援システム導入委託料33万円は、斑鳩保育所におきます保護者との連絡や保育士の業務負担軽減を図るため、保育計画の作成や入所児童の記録、登降園管理などICTを活用した業務システムを導入したものであります。

86ページをお願いします。

目5 児童措置費、節18負担金、補助及び交付金140万円は、障害者対象の事業所等と同様の支援金を障害児対象の7法人、14事業所に交付したものであります。

88ページをお願いします。

目6 乳幼児等医療費、節12委託料のうち福祉医療システム改修委託料95万7,000円は、こども入院医療費無償化の対象を令和6年1月より高校3年生までに拡充するため、システム改修を行ったものであります。

90ページをお願いします。

目7 子育て支援施設運営費、節14工事請負費1,760万円は、子育て支援センター駐車場にあります倉庫等を解体し、駐車場及び駐輪場として整備したものであります。

92ページをお願いします。

目9 放課後児童健全育成事業費、節14工事請負費207万6,800円は、待機児童対策として石海学童2階の元調理室を保育室に改修したものであります。

96ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節12委託料のうち受験生等インフルエンザ予防接種助成事業委託料45万円は、進路選択時期に万全の体制で受験などに臨めるよう中学3年生及び高校3年生相当を対象として1,500円を上限に接種費用の一部を助成したもので、接種者数308名であります。

98ページをお願いします。

目3 母子衛生費、節12委託料のうち妊婦歯科健診委託料34万9,650円は、妊婦の健康づくりを支援するために歯科健康診査を実施したもので、受診者数63名であります。

100ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金のうち出産・子育て応援給付金2,075万円は、妊産婦、子育て家庭への経済的支援として妊娠時に5万円を207名、出産後に5万円を208名に支給したものであります。

目4 環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金1,745万2,000円は、火葬場運営に係ります揖龍保健衛生施設事務組合への負担金であります。

102ページをお願いします。

項2 清掃費、目1 清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金のうちごみやし尿の処理等に係ります揖龍保健衛生施設事務組合負担金の合計につきましては、4億6,398万1,000円であります。

104ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、節12委託料99万円は、町の農地情報システムデータを国の同システムに反映させるため、移行用データの作成業務を行ったものであります。

106ページをお願いします。

目3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち農業生産コスト低減緊急対策事業補助金342万円は、肥料高騰等により影響を受けております地域の担い手である農業者2者に対して汎用遠赤外線乾燥機1台、乗用管理機1台の購入費を補助したものであります。

108ページをお願いいたします。

目5 農地費、節12委託料のうち水利施設等保全高度化事業委託料495万8,800円、石海中部地区調査設計業務委託料1,187万8,900円は、老原、宮本、船代地区と福地の一部地区におきまして農業基盤整備に向けて調査設計を行ったものであります。また、節18負担金、補助及び交付金のう

ち西脇・広坂地区圃場整備事業負担金1,044万2,976円、岩見構下地区圃場整備事業負担金132万4,280円、県営ため池等整備事業負担金234万8,656円及び県営防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金70万1,100円につきましては、それぞれ進捗中の県営事業に対する負担金であります。

112ページをお願いします。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費、節12委託料のうちエネルギー価格等高騰緊急対策支援金給付委託料支援金分1,454万円は、エネルギー原材料費高騰の影響を強く受けました中小企業、小規模事業者の事業回復や継続を支援するために影響に応じた支援金を104事業者に交付したものであります。節18負担金、補助及び交付金のうちIT導入支援事業補助金15万9,000円は、インボイス制度の導入に伴い会計ソフト導入とデジタル化に要する費用の一部を3法人に補助したものであります。また、経営継続支援緊急対策利子補給金746万216円は、新型コロナウイルス感染症拡大による町内中小企業者への支援策として国から3年間の利子補給を受けました事業者に対し、その後2年間、町が利子補給を継続的に支援するもので145法人に利子補給金を交付したものであります。

114ページをお願いします。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち狹隘道路整備等促進事業補助金48万8,000円は、狹隘道路整備等促進事業で実施いたしました測量費用1件分の一部を補助したもので、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金30万円は、丹生山斜面の安全対策工事におきます測量詳細設計に係る県営事業の町負担金であります。

116ページをお願いします。

項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費、節12委託料のうち長金陸橋測量設計業務委託料1,097万8,000円は、長金陸橋の老朽化対策として測量設計を実施したもので、道路台帳更新作業委託料495万円は、令和2年度から令和4年度に増減いたしました新規認定及び廃止路線などを道路台帳や統合型GISに反映したものであります。また、橋りょう調査設計業務委託料4,149万4,647円は、中道跨線橋における5年に一度の法定点検を実施したもので、中道跨線橋修繕工事委託料950万7,842円は、JR上空部の補修工事における監理・積算業務や電気関係工事などをJR西日本へ委託したものであります。節14工事請負費4,464万5,700円は、町施工により中道跨線橋の橋脚2基分の補修や橋りょう上面の舗装修繕などを実施したものでございます。

目2 道路維持費、節14工事請負費5,572万1,600円は、沖代線舗装打換などの工事費であります。

118ページをお願いいたします。

目4 幹線道路整備事業費、節14工事請負費5,193万9,800円は、都市計画道路網干線外道路整備事業に係ります管渠工や車道舗装などの工事費であります。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節12委託料のうち沖代・米田地区土地利用調査委託料962万5,000円は、都市計画道路揖保線の道路延伸に伴いまして広域的かつ効果的な土地利用の方策を検討したもので、用途地域見直し等業務委託料299万9,700円は、斑鳩地区や糸井地区での都市計画道路龍野線の整備に伴い町の用途地域の見直しを検討したものであります。

120ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金、まちづくり活動助成金50万円は、福地自治会のまちづくり協議会に対して建築制限の緩和を検討する活動費の一部を補助したものであります。

目2 下水道事業費、節23投資及び出資金5億876万4,361円及び節27繰出金4億273万4,799円は、企業債償還や雨水処理費などへの繰出金であります。

目3 公園管理費、節12委託料のうち公園施設長寿命化計画改定業務委託料737万円は、平成

26年度に策定いたしました計画を更新するもので、都市公園7施設について健全度調査を実施いたしまして今後10年間の維持管理計画の目標を定めたものであります。

122ページをお願いします。

節14工事請負費のうち太田公園トイレ解体整備工事費3,983万1,000円は、老朽化したトイレを解体しバリアフリートイレを新築したものであります。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金4億150万9,313円は、西はりま消防組合への負担金であります。

124ページをお願いします。

目2非常備消防費、節1報酬1,670万2,074円は、消防団員に支給する報酬でありまして、消防団員数の減少に歯止めをかけるため、団員報酬を国の示す標準報酬額まで引上げを行ったことにより前年度比1,159万767円の増額となっております。

目3消防施設費、節18負担金、補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金79万4,000円は、消防用ホース格納箱及びホース等の消防資機材購入費について13自治会へ補助したものであります。

目4災害対策費、節10需用費のうち消耗品費、災害対策用518万995円は、町地域防災計画の改定により災害備蓄目標数の不足を補います5年間の計画の2年目としてアルファ化米や毛布等を購入した費用であります。節14工事請負費1,386万円は、災害時の迅速な避難所の立ち上げを目的に防災備蓄倉庫を斑鳩小学校敷地内に、また太田幼稚園駐車場敷地内に整備したものであります。

128ページをお願いします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節9交際費6万1,138円の内訳ですが、慶弔費が2件で1,048円、渉外費が7件で3万9,900円、その他が5件で2万190円であります。

130ページをお願いします。

目3教育振興費、節10需用費のうち印刷製本費、「わたしたちの太子町」279万1,250円は、令和6年度の小学校教科書の全面改訂に合わせまして小学校3、4年生を対象にした社会科副読本を改訂し新たに製本したものであります。節12委託料72万6,000円は、小・中学校及び幼稚園から保護者への連絡を携帯メールで一斉配信する従来のツールに加えて欠席連絡等の機能を備えたスマホアプリのシステムを新たに導入し、保護者の利便性向上と教員の業務負担軽減を図ったものであります。

134ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち石海小学校受水槽等更新工事費1,883万2,000円は、老朽化した受水槽、高架水槽、揚水ポンプ等の簡易専用水道設備や消化水槽、消火ポンプ等の屋内消火栓設備を更新したものであります。

138ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料のうち太子西中学校校舎トイレ改修工事实施設計業務委託料657万8,000円は、令和6年度と令和7年度に順次施工を計画している快適で衛生的なトイレ整備のための設計費用であります。また、太子東中学校屋外運動場トイレ改修工事实施設計業務委託料198万円及び節14工事請負費のうち太子東中学校屋外運動場トイレ改修工事費1,714万9,000円は、生徒の生活環境を改善するため、老朽化した屋外運動場トイレの改修を行ったものであります。

飛びまして、144ページをお願いします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節14工事請負費のうち太田幼稚園駐車場整備工事費627万

円は、北園舎跡地の一部を駐車場として整備したものであります。また、斑鳩幼稚園通信設備等移設工事費95万7,110円及び斑鳩幼稚園南園舎東棟解体等工事費3,881万9,000円は、耐震基準を満たしていない南園舎の東棟の解体や3歳児保育実施に向けてトイレ改修、照明LED化などを実施したものであります。

148ページをお願いします。

項5社会教育費、目2公民館費、節14工事請負費39万6,000円は、斑鳩公民館1階学習室の空調機器を更新したものであります。

目3青少年教育費、節17備品購入費24万9,755円は、ジュニアリーダー養成講座のキャンプで使用いたしますテント5基の購入費用であります。

150ページをお願いします。

目5文化財保護費、節12委託料のうち出土資料整理作業委託料14万9,600円は、令和4年度の吉福西遺跡発掘調査で出土いたしました鉄製品資料の保存処理を実施したものであります。

152ページをお願いします。

目6図書館費、節7報償費30万円は、図書館開館40周年記念講演会に係る講師謝礼であります。節10需用費のうち修繕料、施設修理46万900円は、図書館北側の出入口ひさし修理など、また備品修理18万3,865円は、書庫移動棚のチェーン取替えなどの修理を行ったものであります。

154ページをお願いします。

節14工事請負費262万9,000円は、図書館読書会室及びおはなしの部屋の老朽化した空調機器の更新工事を行ったものであります。

156ページをお願いします。

目7会館管理費、節10需用費のうち修繕料、施設修理370万4,910円は、大ホール舞台幕取替え修理や中ホールケースメントカーテン取替え修理を行ったものであります。節12委託料のうちあすかホール文化振興協会委託料1,600万円は、文化会館開館30周年記念事業等を行ったもので、文化会館外建物維持改修基本設計業務委託料2,640万円は、特定天井の耐震化や更新が必要な空調、エレベーター、照明設備のLED化を含めた施設整備等の維持改修に係る基本設計を委託したものであります。また、ふれあいホール改修工事実施設計業務委託料242万円及び節14工事請負費788万7,000円は、令和6年4月から適応指導教室をふれあいホールに移転し不登校児童・生徒等への支援環境を整備するための空調設備の更新、動力設備の増設、照明のLED化、換気設備やスロープ等の改修工事の設計及び改善費用であります。節17備品購入費63万8,198円は、イベント時に舞台のスタッフ間で意思疎通や情報伝達に使用するためのクリアターンベルトパック及び片耳ヘッドセットと文化協会陶芸部の活動場所の移設に伴い備品等を保管するための倉庫1基を新たに購入したものであります。

飛びまして、164ページをお願いします。

項6保健体育費、目2体育館費、節17備品購入費のうち運動用具購入費299万2,880円は、経年劣化により破損しました卓球台などの運動用具を更新したものであります。

166ページをお願いします。

目3総合公園管理費、節14工事請負費313万1,089円は、町民グラウンド南側にフェンスを設置したものであります。

168ページをお願いします。

目4給食センター費、節10需用費のうち賄い材料費、学校給食用1億6,399万9,770円につきましては、学校給食で使用する食材を購入した費用であります。

次に、歳入について説明いたします。

12ページをお願いします。

款1町税、項1町民税、目1個人は17億2,468万3,639円で、納税義務者数及び個人所得の増により対前年比2.2%の増であります。

目2法人は1億5,112万8,800円で、対前年比3.1%の増、項2固定資産税、目1固定資産税は19億7,493万2,828円で、対前年比1.4%の増であります。主に新築家屋の増加によるものと分析しております。

14ページをお願いします。

款4配当割交付金4,367万9,000円及び款5株式等譲渡所得割交付金4,656万7,000円並びに款6法人事業税交付金6,236万2,000円は、企業業績の回復や株高傾向に伴います県税収入の動向により前年度比で増収となっております。

16ページをお願いします。

款11地方交付税26億1,274万4,000円は、原資となる国税収入の増加などにより増収となっております。

18ページをお願いします。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金、節1教育総務費負担金のうち学校給食費保護者負担金1億700万261円及び学校給食費保護者負担金過年度分17万6,032円は、学校給食に係ります食材購入に対する保護者負担金であります。

飛びまして、24ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,787万8,255円及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億4,269万9,882円は、町の令和5年度同交付金実施計画に基づき地域経済や住民生活を支援する経費に配分されたものであります。節2戸籍住民基本台帳費補助金1,149万2,000円は、マイナンバーカード交付事務に係るものであります。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金2,150万円と子育て世帯生活支援特別給付金給付（独り親以外）事務費補助金233万2,000円は、歳出のほうで申し上げました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係るものであります。また、保育対策総合支援事業費補助金18万4,000円は、同じく歳出で説明いたしました斑鳩保育所における保育業務支援システム導入に係るものであります。

26ページをお願いします。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、都市計画道路整備補助金2,450万円は、網干線外道路整備事業及び沖代線舗装修繕工事に係るもので、橋りょう長寿命化事業補助金3,916万2,000円は、中道跨線橋の調査設計業務及び修繕工事に係るものであります。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校保健特別対策事業費補助金68万7,000円及び教育支援体制整備事業費補助金39万6,000円は、学校園における感染症対策費用に係るものであります。

28ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうち自動録音電話機等普及促進事業補助金7万7,600円及び自動録音電話機購入費県補助金拡充分16万8,400円は、特殊詐欺対策に効果的な自動録音機能付電話機及び外付け録音機の購入支援に係る県補助金であります。また、躍動する兵庫応援事業県市町連携梓補助金810万円は、ふるさと文化村周年事業に関連した様々なイベントや地域公共交通計画策定事業、体育施設利用者増進事業など県重点施策等と連動する町施策に県の支援を受けたものであります。

30ページをお願いします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち水利施設等保全高度化事業補助金、ほ場整備1,640万円は、石海中部地区調査設計業務等に係ります県補助金であります。

32ページをお願いします。

同じく節1農業費補助金のうち農業生産コスト低減緊急対策事業補助金342万円は、農業生産コスト低減に資するスマート農業機器導入支援に係る県補助金であります。

34ページをお願いします。

項3委託金、目4農林水産業費委託金、節1農業費委託金のうち機構集積支援業務交付金99万円は、農地情報公開システム更新データ作成業務に要する経費に対する交付金であります。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち財政調整基金債券運用配当金226万3,000円は、国債及び地方債4億円の配当金であります。

項2財産売却収入、目1物品売却収入、施設備品売却収入36万3,009円は、保健福社会館の白熱灯照明器具8台をLED化に伴い売却したものであります。

36ページをお願いします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金のうち2億6,970万4,200円は、1万2,567件、1万669名から寄せられましたふるさと応援寄附金であります。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3交通安全対策基金繰入金576万3,026円は、交通啓発看板購入費及び町道区画線補修工事の財源、目4森林環境整備促進基金繰入金891万円は、龍田小学校木製ランドセル棚整備及び檀特山森林整備の財源、目5新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金746万216円は、経営継続支援緊急対策利子補給金の財源にそれぞれ取り崩したものであります。

40ページをお願いします。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節7教育費雑入のうち自治総合センター助成金120万円は、沼田獅子舞用具整備事業に対する助成金であります。

42ページをお願いします。

節7教育費雑入のうちちばな大学受講料32万4,000円は、受益者負担の観点から令和6年度入学に係ります令和5年度募集分より受講料を負担いただくことになったものであります。

44ページをお願いします。

款22町債、項1町債、目6臨時財政対策債、節1臨時財政対策債7,139万5,000円は、普通交付税の増加に伴い前年度比で減額となっております。

款23自動車取得税交付金86万3,187円は、大手トラック製造会社のエンジン排ガス燃費性能認証に係る不正問題により追加の部分が配分されたものであります。

以上で一般会計決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第2号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

12ページの歳出から説明いたします。

12ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。前年度比で約474万円減少しております。要因といたしましては、給料、委託料等の減によるものであります。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございまして、納税通知書の印刷経費、郵送経費などを支出しております。前年度比約8万円増加しております。印刷製本費の増によるものであります。

14ページをお願いします。

款2 保険給付費は、医療機関で診察、治療等にかかった費用のうち国保が支払う費用になります。前年度比約6,136万円増加し、2.7%増となっております。原因といたしまして、団塊の世代の被保険者が多数後期高齢者医療制度へ移行し、被保険者数及び受診件数が減少となりましたが、医療技術の高度化により医療費が全体的に増加したと考えられます。この保険給付費にかかります費用については、その全額が県から保険給付費等交付金として措置されることとなります。

18ページをお願いします。

款3 国民健康保険事業費納付金8億3,469万6,381円は、県から全額交付される保険給付費等交付金の財源として市町が県へ納めるものでありまして、県より各市町へ割り振られた納付金であります。

項1 医療給付費分5億7,741万6,501円は、保険給付の一部であり、項2 後期高齢者支援金等分1億9,111万7,398円は、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保健事業に対し国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費です。

項3 介護納付金分6,616万2,482円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県へ納め、県から社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。

款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、後発医薬品の普及を促進し費用負担抑制につなげるために実施しております先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の利用差額通知等に係る費用であります。前年度比約4万円の増となっております。

項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全保険者に義務づけられました特定健診・特定保健指導等に係る経費で1,413万3,916円を支出しております。特定健診では1,451名の方が受診され、そのうち62名に特定保健指導実施しております。受診率は、前年度と同じ29.6%となっております。

20ページをお願いします。

款5 基金積立金は、令和5年度において財政調整基金から生じた利子29万6,816円を基金に積み立てました。令和5年度末の基金残高は2億5,692万4,438円となっております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金3,149万7,190円につきましては、県から交付される保険給付費等交付金の超過交付分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款1 国民健康保険税の総額は、前年度と比較いたしまして約3,253万円の減となっております。加入者数の減によって保険税収入総額が減少したものと考えております。

8ページにかけまして、款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金総額は23億9,308万2,949円で、節1 普通交付金は町の保険給付費を賄うものであります。節2 特別交付金のうち備考欄に記載の保険者努力支援制度交付金1,328万4,000円は、予防健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む努力に対して財政支援が行われるものであります。

款5 繰入金の決算額は2億5,750万4,326円で、前年度より約131万円減少しております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節6 その他一般会計繰入金につきましては、これまでどおり財源補填のための一般会計繰入れ、赤字繰入れにつきましては行っておりません。平成30年度から、県の指示により地方単独事業であります福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額調整分として1,004万4,540円を一般会計より繰り入れております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、実質収支を見込み予算の範囲内で

1,189万7,000円を繰り入れております。

款6繰越金は、前年度決算によって生じた実質収支額を繰り越したものであります。

10ページをお願いします。

款7諸収入の総額は1,701万5,872円で、前年度に比べて838万2,897円増加しております。項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金の対象者が8件で、前年度と比較いたしまして4件増加したことが主な増額の要因であります。

款8国庫支出金、項2国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は4万3,000円でありまして、マイナ保険証啓発チラシの作成に係る補助金であります。

以上で国民健康保険特別会計決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第3号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

14ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、介護保険事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費で総額3,225万104円を支出しております。

14ページから16ページまで、項2徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費であります。

16ページをお願いします。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の運営に要する経常的な経費であります。令和5年度は認定審査会を44回開催し、延べ1,350件の審査判定を行いました。前年比較で4件増加しております。

目2認定調査等費につきましては、認定調査員4名分の報酬と主治医意見書作成手数料が主なものでありまして、総額1,758万7,752円を支出しております。

18ページから20ページ、款2保険給付費につきましては、前年度比5,714万5,133円、2.5%増加しております。要介護と認定された方に対するサービス費である項1介護サービス等諸費は前年度比1.6%の増、要支援と認定された方に対するサービス費である項2介護予防サービス等諸費は前年度比33.6%の増となっております。

20ページの項4高額介護サービス等費及び項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護サービス費等の自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費で、前年度比それぞれ5.5%及び4.2%の増、項7特定入所者介護サービス等費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食費及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費で、前年度比12.2%の減となっております。

20ページから22ページで、款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費につきましては主に訪問型サービス費、通所型サービス費の経費等で、項2一般介護予防事業費につきましては介護予防に係る経費であります。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました令和2年、令和3年度に比べまして給付費等が増加し、コロナ禍前の状態に戻りつつあります。

24ページから28ページまで、項4包括的支援事業任意事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに計上できない経費及び包括的支援に係る事業費であります。

24ページの目1包括的支援事業費が4,715万7,767円、26ページの目2任意事業費が491万2,650円、目3在宅医療介護連携推進事業費が28万2,080円、目4生活支援体制整備事業費が719万8,267円、目5認知症総合支援事業費が1,023万5,482円、28ページの目6地域ケア会議推進事業費が17万円となっております。

次に、款4基金積立金につきましては、令和5年度決算に基づく保険料収支額及び基金利子合計で6,622万6,000円を介護給付費準備基金に積み立てております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金につきましては介護保険料の還付金で、目2償還金につきましては令和4年度分の事業精算の結果による国庫、県費、支払基金への償還金であります。

項2繰出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金の県費分2,835万円を返還するため、一般会計へ繰り出したものであります。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款1保険料につきましては、現年分と滞納分を合わせまして6億8,360万9,080円の収入であります。普通徴収分の収納率は93.9%、滞納分の収納率は18.6%、滞納繰越分は前年と比較いたしまして0.5ポイント減少いたしましたが、普通徴収分は1.1ポイント増加いたしております。

款2分担金及び負担金につきましては、兵庫県から委託を受けました介護認定に係る負担金など6万7,500円、款3使用料及び手数料につきましては、ケアプラン作成手数料など347万2,660円を収入しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国庫負担分である4億5,374万1,156円となっております。

8ページをお願いいたします。

項2国庫補助金につきましては、目1の調整交付金が2,361万8,000円、目2地域支援事業交付金総合事業が1,111万4,000円、目3地域支援事業交付金総合事業以外が2,849万円、目4保険者機能強化推進交付金が491万8,000円、目5保険者努力支援交付金が692万6,000円となっております。また、目6介護保険事業補助金につきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修補助金として160万円の収入がされております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金が6億2,165万3,000円、目2地域支援事業交付金が1,500万3,000円となっております。

8ページから10ページまでの款6県支出金につきましては、項1の県負担金、目1介護給付費負担金が3億2,034万2,000円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金総合事業が694万6,250円、目2地域支援事業交付金総合事業以外が1,424万4,999円となっております。

10ページをお願いします。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として33万5,604円を収入しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、目1介護給付費繰入金が2億8,995万7,699円、目2地域支援事業繰入金総合事業が626万6,533円、目3地域支援事業繰入金総合事業以外が1,283万4,668円、目4低所得者保険料軽減繰入金が3,111万6,960円、目5その他一般会計繰入金が5,308万4,961円となっております。

款9繰越金につきましては、前年度収支の6,463万3,187円を収入しております。

10ページから12ページにわたります款10の諸収入につきましては、令和5年度中に還付できませんでした項3雑入、目2返納金、介護保険料等還付未済金63万3,240円を含む74万3,366円を収入しております。

以上で介護保険特別会計決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第4号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

まず、歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。前年度比約53万6,000円増加しております。給与、職員手当等の増によるものと分析しております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、年度の途中にお亡くなりになられたこと等により保険料額が変更になったことによる過誤納付還付金、また後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費、また郵送料であります。前年度比約15万円増加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年3月分までの現年度分の保険料納付金として4億2,309万9,853円、過年度分の保険料納付金として1,176万9,292円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として1,412万8,499円、保険基盤安定繰入金納付金として8,336万7,815円、後期高齢者医療広域連合延滞金納付金として8,300円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。前年度比約3,072万4,000円増加しております。

12ページをお願いします。

款3保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費の決算額は637万5,794円で、前年度比約64万8,000円の増加であります。節12委託料にありますが特定健診委託料447万1,745円につきましては、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査を実施いたしまして727名の方が受診されております。また、歯科健診委託料16万円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するために歯科健診を実施しております32名の方が受診されております。

続いて、歳入を説明いたします。

6ページをお願いします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収で3億220万5,969円、普通徴収で1億3,227万9,714円を収入しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、1万8,500円を収入しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、事務費繰入金として3,101万6,366円、保険基盤安定繰入金として8,336万7,815円、一般会計より繰り入れております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度の繰越金で1,177万5,692円を収入しております。

8ページをお願いします。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入のうち兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として6万8,897円を受入れしております。また、死亡、転出等により保険料額が変更となられた方について、事務処理上年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の39万5,932円につきましては還付未済金として雑入に振り替え、翌年度の過誤納還付金に充当しております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金890万4,893円につきましては、高齢者の心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者の保健事業において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に事業を実施するもので、その必要経費全額が兵庫県後期高齢者医療広域連合から交付されております。

以上で後期高齢者医療特別会計の決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第5号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明いたします。

歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料の墓園管理システム使用料99万円につきましては、平成29年度に導入いたしました墓園管理システムの使用料であります。節22償還金利子及び割引料の墓所返還還付金478万5,000円につきましては、承継者がいないなどの理由により返還された墓所11基分に係ります墓園使用料の還付金であります。

目2墓園管理費、節12委託料の清掃業務委託料257万3,088円につきましては、除草、ごみ処理等の清掃業務であります。植木維持管理委託料283万4,700円につきましては、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植木維持管理業務であります。

続いて、歳入について説明いたします。

6ページを御覧ください。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料、節1墓園使用料の672万4,000円につきましては、墓園永代使用料として町内3基、町外5基分でありまして、令和5年度末の区画使用状況は896基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料、節1墓園手数料の621万5,000円につきましては、墓園年間管理手数料904基分であります。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、前年度の繰越金138万201円であります。

以上で墓園事業特別会計決算の詳細説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 認定第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は資本的収支に関するものを除いて消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては予算との対比のために税込み金額で表示してございます。

それでは、5ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に精算したのですが、下から3行目の当年度純利益2,372万5,174円が生じ、当年度の未処分利益剰余金となっております。この未処分利益剰余金につきましては議案第49号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について御説明させていただいたとおり、全額を資本金に繰り入れることで提案させていただいてございます。

次に、8ページのキャッシュ・フローの計算書を御覧ください。

これにつきましては、令和5年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第1項の業務活動によるキャッシュ・フローでは5,719万4,864円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得に伴う支出で4億2,319万2,356円が減少し、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の収入により2億35万5,842円が増加した結果、資金は1億6,564万1,650円減少して、期末残高は7億7,756万4,576円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは年度末現在の資産、負債及び資本の各項目の状況を総括に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は60億6,302万197円となっております。このうち第3

号の投資、その他の資産は、兵庫県令和5年度第3回公募公債3,000万円及び第1回グリーン共同発行市場公募地方債1,000万円でございます。

次に、第2項の流動資産でございますが、第1号の現金貯金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高7億7,756万4,576円で、このうち預金の残高は3億3,000万円でございます。流動資産の合計は8億4,021万1,887円、固定資産と合わせた資産合計は前年度比4,549万8,625円増の69億323万2,084円であります。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しており、合計で10億1,233万936円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額4,914万7,051円でございます。第2号の未払金8,509万9,084円の内訳は、委託料などの営業未払金5,709万6,284円と工事請負費などの営業外未払金2,800万2,800円でございます。第3号の預り金8,280万8,711円は、下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせた流動負債の合計は、2億2,224万4,846円となっております。また、第5号の繰延収益は第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた19億6,572万9,929円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、32億30万5,711円となっております。

次に、11ページの資本の部を御覧ください。

第6号の資本金と第7号の剰余金につきまして、資本金が26億3,703万7,547円、剰余金が10億6,588万8,826円でありまして、資本合計が37億292万6,373円、負債と資本の合計は69億323万2,084円で、9ページの資産合計と同額でございます。

14ページ以降は決算に関する説明でございます。

14ページの事業報告書を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として令和5年度の配水量や給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況を、15ページの第2号には経営指標に関する事項、16ページの第3号には議案の議決状況、第5号には職員の状況について記述しており、17ページ以降は工事や業務等の状況を上げてございます。今後とも老朽管更新を実施してまいりますので、所要の財源確保と計画的な事業執行に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、21ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益の(節) 水道使用料が物価高騰対策上水道基本料金減免を行ったため、前年度比2,899万7,688円減の3億3,370万8,725円、(目) 受託工事収益は給水管修繕工事の受託により前年度比1,864円増の9万9,503円、その他営業収益では他会計負担金の増により前年度比65万1,071円増の3,649万8,988円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 補助金、(節) 他会計補助金が、上水道基本料金減免に係る補助金の皆増により前年度比2,711万9,000円増の3,022万円となっております。

22ページを御覧ください。

(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原浄水費は、前年度比897万70円減となっておりますが、主に電気代の高騰が見込みを下回ったことによる動力費の減によるものでございます。

23ページを御覧ください。

(目) 配水費につきましては、主に修繕費58万2,000円の減により前年度比で61万1,408円の減となっております。

24ページを御覧ください。

(目) 給水費ですが、前年度比177万9,544円の増となっておりますが、主にメーター交換委託

料の増になるものでございます。

(目) 総係費につきましては、1,391万6,768円の増となりましたが、主に水道ビジョン改定業務委託料の増によるものでございます。

25ページを御覧ください。

(目) 減価償却費は、施設更新等により前年度比1,065万4,523円減の2億2,010万5,911円となりました。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損13万807円は、過年度使用分の漏水認定による水道料金の還付、減額による費用でございます。その特別損失580万円は、沖代水源地の解体撤去費用でございます。

次に、26ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款) 資本的収入、(項) 企業債2億4,880万円は、吉福水源地の整備に係るものでございます。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 水源整備費では導水機能整備工事に3億4,538万1,200円、(目) 配水施設改良費では工事発注支援業務委託及び太子御津線配水管埋設工事等に総額5,874万7,200円を支出してございます。

(目) 固定資産購入費、(節) 機械及び装置購入費953万7,000円は、老原浄水場や立岡山北配水池の各施設の計装設備について経年劣化や不具合発生のため更新したものでございます。

27ページを御覧ください。

(項) 投資有価証券購入費4,000万円は、兵庫県発行の地方債を購入したものでございます。

以上で認定第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、認定第7号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は資本的収支に関するものを除いて消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては予算との対比のために税込み金額で表示してございます。

それでは、5ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に整理したのですが、下から3行目の当年度純損益として7,025万6,335円が生じ、当年度の未処理欠損金は2億76万5,057円となっております。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

これにつきましては、令和5年度の損益計算における純損益と貸借対照表の数値の年間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは3億3,003万1,732円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産及び無形固定資産の取得に伴う支出で1億3,148万40円の減少、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還により2億9,388万744円が減少した結果、資金は9,532万9,052円減少して、期末残高は3億6,502万9,443円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは年度末現在の資産、負債及び資本の各項目の現状を総括表に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は183億9,811万9,213円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高3億6,502万9,443円でございます。流動資産の合計は4億7,505万3,333円、固定資産と合わせた資

産合計は188億7,317万2,546円でございます。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上して、合計64億9,557万4,240円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額8億6,853万6,447円でございます。第2号の未払金1億1,449万1,158円の内訳は、下水道使用料徴収事務負担金及び委託料の営業未払金と工事請負費などの資本的支出の未払金でございます。第3号の引当金と合わせた流動負債の合計は、9億8,602万9,605円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた66億233万4,436円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は140億8,393万8,281円となっております。

次に、資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきまして、資本金が49億5,999万9,322円、剰余金は欠損金を差し引いたマイナス1億7,076万5,057円でありまして、資本合計が47億8,923万4,265円、負債と資本の合計は188億7,317万2,546円で9ページの資産合計と一致してございます。

13ページ以降は決算に関する説明書でございます。

13ページの事業報告書を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として町における下水道事業の状況、令和5年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況、14ページの第2号には経営指標に関する事項、15ページの第3号は議案の議決状況、第5号には職員の状況、第6号には下水道使用料の改定に関する事項について記述しております。16ページ以降には工事や業務等の状況を上げてございます。今後も将来にわたり安定的に事業を運営するため、定期的な使用料の見直しを検討するとともに経費削減に取り組み、経営健全化に努めます。

次に、20ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 下水道事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料の(節) 下水道使用料が令和5年7月の改定に伴い前年度比5,178万6,875円増の5億1,664万1,216円、(節) 前処理場使用料が前年度比9万8,000円減の389万5,000円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係る経費への一般会計からの繰入金であり、201万4,563円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、分流式・不明水処理に係る経費の一般会計からの繰入金であり、1億4,385万8,925円となっております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却に係る経費への一般会計からの繰入金であり、2億5,686万1,311円となっております。

21ページを御覧ください。

(款) 事業費用、(項) 営業費用、(目) 管渠の委託料につきまして、5年に一度の下水道施設カメラ調査を実施したため、前年度比250万5,429円の増となっております。

22ページを御覧ください。

(目) 処理場の(節) 委託料のうち汚泥搬入施設維持管理業務として397万2,189円を支出してございます。これは揖保川浄化センターへの生汚泥搬送時における立会、記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検に係る人件費等を兵庫県に支払ったものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費の(節) 揖保川流域維持管理負担金3億2,829万1,217円は、一般分として令和5年度分が処理水453万9,594立方メートルに対する処理負担金を3億2,509万3,944円支出し、前処理場分として処理水量1万8,340立方メートルに対する処理負担金を319万

7,273円支出してございます。(節)兵庫県流域汚泥処理負担金では、しさと生汚泥に対する焼却負担金として425万6,294円を支出してございます。

23ページを御覧ください。

(項)営業外費用、(目)支払利息及び企業債取扱諸費、(節)企業債利息では、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて1億1,375万5,080円を支出しており、前年度比1,703万6,992円の減となっております。

(項)特別損失、(目)過年度損益修正損28万5,836円は、漏水認定による下水道使用料に係る還付金を支出してございます。

次に、24ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款)資本的収入、(項)受益者負担金につきまして649万7,600円を収入しており、前年度比87万5,000円の増となっております。

(項)他会計出資金、(目)他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金であり、5億876万4,361円となっております。

(項)国庫補助金、(目)国庫補助金は、立岡幹線管更正工事、マンホールポンプ更新工事、マンホール蓋更新工事に対する補助金であり、4,219万6,000円となっております。

(項)企業債、(目)企業債につきまして、公共下水道債、流域下水道事業債、資本平準化債を合わせまして1億4,990万円を借り入れており、前年度比1億660万円の減となっております。

25ページを御覧ください。

次に、(款)資本的支出の(項)建設改良費、(目)施設整備費、(節)委託料につきましては、下水道工事に伴う工事発注支援業務委託として231万6,600円を支出してございます。(節)工事請負費につきましては、公共ます等設置工事、下水道管布設工事、岩見構地内県道太子御津線、立岡幹線管更正工事のほか、老朽化したマンホールポンプやマンホール蓋の更新工事などで合わせて1億5,964万5,354円を支出してございます。

(目)流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水道事業分として1,403万8,192円を前処理場分として143万863円を支出してございます。これは揖保川流域下水道の処理場等の建設事業費から国庫補助分の県負担分を除いた事業費を関係3市1町が負担するものでございます。

(項)企業債償還元金、(目)企業債償還元金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分に係る負担金として合わせて9億5,254万5,105円を支出しており、前年度比163万8,398円の減となっております。

以上をもちまして令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(松浦崇志) これで日程第22、認定第1号から日程第28、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

村瀬敏紀代表監査委員。

○監査委員(村瀬敏紀) 令和5年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査意見について申し述べます。

審査の対象ですが、1、兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、2、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計でございます。附属書類については、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関

する調書、書類類でございます。

審査期間でございますが、令和6年7月16日から令和6年8月14日まででございます。

審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類はその計数が正確であるか、予算の執行が適切に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査いたしました。また、基金についてはその設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査も参考にしております。

審査の結果ですが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。また、基金の運用状況はその設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見については以下に述べるとおりでありますので、御確認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、令和5年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見について申し述べます。

審査対象は、兵庫県太子町水道事業会計決算。

審査日は、令和6年7月16日から令和6年8月14日まで。

審査の方法ですが、審査に当たっては決算報告書及びその附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどについて審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。個別意見については、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

最後に、令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計決算審査意見について申し述べます。

審査対象、兵庫県太子町下水道事業会計決算。

審査日、令和6年7月16日から令和6年8月14日まで。

審査の方法、審査に当たっては決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。個別意見については、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、令和5年度の審査意見について以上報告いたしました。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は8月29日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後2時57分）